

# 単 価 契 約 書

城里町（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、  
下記の物品を受注者が発注者に供給し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約する。

## （契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

### （1）件名

品名及び数量

### （2）単価

円（うち消費税 円）

### （3）契約期間

年 月 日から

年 月 日まで

### （4）納入場所

### （5）代金支払方法 口座払い

## （納入方法）

第2条 受注者は、第1条第3号の契約期間中発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。その場合、受注者は、直ちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

## （検査）

第3条 発注者は、前条の通知を受けたときは、直ちに受注者の職員の立会いのもとに検査を行う。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を滞納なく引取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は、現品を受領し、直ちに領収書を受注者に交付する。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、受注者の負担とする。

## （危険負担）

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべての受注者の負担とする。

## （代金支払）

第5条 受注者は、発注者の指定する期日までに納入した分をとりまとめたうえ、発注者の検査完了後にその代金の支払いを発注者に請求するものとし、発注者は、受注者からの支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。

## （履行遅滞）

第6条 受注者が物品を発注者の指定する期日までに納入しない場合は、発注者は、特に遅滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の、遅滞料は、その期日の翌日から起算して遅滞日数に応じ、売買代金（延滞物品の数量に第1条第2号の単価を乗じた額）に契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する計算した率を乗じて計算した金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

2 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるときは又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、滞納料を徴収しないものとする。

(事情変更)

第7条 発注者は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(解除)

第8条 受注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めた場合は、発注者は、何らの催告要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、前条第1項に規定する中止期間が3箇月以上に及ぶときは、発注者と協議のうえ、契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者は、その責めを負わない。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

城里町長

Ⓜ

受注者